

県南広域振興局長告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年6月16日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ちとせ医院	北上市大通り二丁目1番22号	平成21年4月1日
調剤薬局ツルハドラッグ花巻御田屋町店	花巻市御田屋町4番34号	平成21年5月1日
さとう内科クリニック	花巻市御田屋町4番28号	平成21年5月27日
さとう整形外科クリニック	花巻市御田屋町4番27号	〃